

福井市新しい総合事業に関するQ&A(H29. 2. 2)

No.	分類	項目	質問	回答	発出日
	通所型サービス	短期集中予防サービスの指導者の勤務体制について	指導者は、短期集中予防サービス以外の他の業務にあたることは可能か。	指導者は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該短期集中予防サービス事業所の他の職務に従事し、又は、当該指定短期集中予防サービス事業所に併設する指定居宅サービス事業所等の職務に従事することができる。但し、短期集中予防サービス提供時間帯は、各プログラム等に沿って専らサービス提供にあたることとする。またサービス提供日時については、各事業所の運営規程で定めること。	H29.2.2
	通所型サービス	短期集中予防サービスの指導者の勤務体制について	指導者のうち、アセスメント・プログラム作成・評価は、歯科衛生士または言語聴覚士、あるいは管理栄養士があたることとなっているが、同一法人等の職員、もしくは連携している医療機関等の職員が、従事することは可能か。	同一法人、もしくは連携している医療機関等の職員が、兼務して従事することは可能である。但し、勤務表等により勤務実態が明確に区分されること。	H29.2.2